

## 令和5年度「あいりん日雇労働者等自立支援事業」応募に関する質問への回答

質問番号	質問内容	回答
(1)	<p>様式集の様式2-1の添付書類欄には「4. 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面(様式6)」とありますが、募集要項の第5章にはその書面についての記載がありません。「成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面」の提出が必要か教えてください。提出が必要である場合、様式集の様式2-1を「4. 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面(様式自由)」と読み替えて差支えないでしょうか。提出が不要である場合、様式集の様式6申請内容確認書の誓約事項に「地方自治法施行令第167条の4(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しません。」という項目があることに代えると理解してよいでしょうか。</p>	<p>「成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面」の提出は必要ありません。様式集の様式2-1の添付書類欄にあります、「4. 成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面(様式6)」は削除しております。ご確認ください。</p> <p>また、成年被後見人等に該当しないことの確認については、様式集の様式6申請内容確認書誓約事項の「地方自治法施行令第167条の4(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)」を以て確認させていただきます。</p>
(2)	<p>公告文「公募型企画プロポーザルの執行について」7(2)イの事業計画の内容【50点】の表審査内容欄に同一項目が列記されているとともに配点が異なっています。「〇本市が示す募集要項、企画指示書にある本事業の趣旨、目的が十分に意識されているか」5点とされているものを募集要項第4章2. 審査基準・配点《事業計画の内容》50点の2項目目「団体の専門性や特性、実績、経験からの強みを生かした提案内容となっているか」と読み替えて差しさわりのないでしょうか。</p>	<p>公告文「公募型企画プロポーザルの執行について」7(2)イ提案審査評価項目の事業計画の内容について、募集要項第4章2. 審査基準・配点《事業計画の内容》2項目と同様に「団体の専門性や特性、実績、経験からの強みを生かした提案内容となっているか」へ修正しました。ご確認ください。</p>
(3)	<p>越年時支援業務における宿所は第二種社会福祉事業の無料低額宿泊所として非課税の扱いとなりますでしょうか。それとも委託上限額にある10,798千円は税込みの委託上限額でしょうか。</p>	<p>課税扱いとなり、お見込みのとおり、10,798千円は税込みの委託上限額です。</p>
(4)	<p>令和3年度及び4年度の年末年始、大阪市全体の生活困窮者自立支援相談窓口としてあいりんシェルター内に市職員が常駐して対応、宿泊場所の紹介や衣食・医療・自立の支援を受託者が実施していますが、企画指示書には越年時支援業務の対象者が「あいりん地域に居住する単身日雇労働者」と明記されているため、大阪市全域の生活困窮者への支援内容が含まれていないと考えてよいのでしょうか。含まれていないと考えてよい場合、令和5年度～7年度にはあいりんシェルター内を本部とした年末年始の大阪市全体の生活困窮者自立支援相談窓口は予定されていないのでしょうか。あるいは大阪市による別の事業業務委託等が今後予定されているのでしょうか。</p>	<p>あいりん日雇労働者等自立支援事業企画指示書(4)越年時支援業務の業務内容に記載しているものが当該委託業務の内容になります。</p>